

## 2 6 児童生徒の扱い

### (1) 災害時における児童生徒の扱い

＜平成 16 年 9 月 3 日付け学政第 682 号学校政策課長より各教育振興事務所長あて通知より＞

災害時における防災体制について

台風等の災害時における対応については、昭和 63 年 9 月 19 日付け学校指導課長事務連絡に基づき、適切な処置をしていただいているところではありますが今回、警報発令前における児童生徒の安全確保のための休業等の判断及び連絡体制の確立について明示し、改めて通知します。

各学校において、災害時における防災体制について再度確認の上、台風に関する情報収集に努めるとともに、地域の実情に応じた適切な対応ができるよう貴管内の市町村教育委員会に周知願います。

災害時における防災体制

1. 各学校長は、関係機関と連絡を密にし、また、ラジオ・テレビ放送等に留意して災害に関する気象、その他の状況の把握に努め、災害時の児童生徒の安全確保を期するものとする。
2. 災害に伴う休業等の決定について
  - (1) 災害に伴う休業は、各学校長が決定する。その際には、次の各点に留意すること
    - ① 学校長は、児童生徒の安全確保の観点から、暴風警報の発令の有無を目安に、通学経路や方法、通学範囲などを考慮に入れて、休業や授業の打ち切りの判断を行うこと。なお、暴風警報の発令が予想される場合は、児童生徒の安全確保の観点から、発令前に休業や授業の打ち切りを決定することもありうること。
    - ② 地域によっては大雨警報のみの場合でも道路が閉鎖されることなどがあるから、各学校長は、的確に地域の気象状況を把握し、休業や授業打ち切り等の適切な処置をとること。
    - ③ 学校長は始業前に休業等を決定する場合に備え、児童生徒への連絡体制を確立しておくこと。
  - (2) 暴風警報発令時等で、県下広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要するときは、(1)にかかわらず、県災害対策本部教育部長（県教育長）が全域または地域を指定して、休業を決定するものとする。
3. 台風時における児童生徒の登・下校の指導について
  - (1) 児童生徒が登校する以前に暴風警報が発令されている場合
    - イ 始業時刻の 2 時間前までに解除された場合→平常どおりの授業
    - ロ 始業時刻の 2 時間前より午前 11 時まで解除された場合→解除後 2 時間を経てから授業開始
    - ハ 午前 11 時以降に解除された場合→当日の授業中止ただし、イ、ロの場合において、道路、橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。
  - (2) 児童生徒が登校後に暴風警報が発令された場合
    - イ 警報発令時の気象状況（台風の中心位置、規模、進行速度、方向等）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、児童生徒を安全に帰宅させようと認めた場合は、当日の授業を